

特集

著作権 と 図書館



※コピーリーム掲示ポスター

知っていますか？著作物には著作権があるのを 図書館資料のコピーは何でも自由にできるものではないのです

それぞれの著作物には著作権があり、著作者の権利は「著作権法」によって保護されています。著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいいます。著作権法では、それら著作物が著作者に無断で利用されないよう保護しています。

著作物を利用する場合、原則としては著作権者の許諾が必要となります。しかし、これを絶対的な条件とすると、著作物の公正で円滑な利用が妨げられ、著作権法の目的に反する

ことにもなりかねません。それで著作権法では著作者の権利保護だけでなく、一定の条件で著作物を自由に利用できるよう著作権を制限しています。この「著作権の制限」の一つに、図書館等（図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館・その他の施設）における複製についての規定があります。

ここでは、図書館の重要なサービスである資料の複製（複写）と著作権法第31条第1号の関係について説明します。

図書館が、利用者の求めに応じて著作者に無許諾無報酬で資料の複写サービスができるは、この第31条第1号の規定によりますが、それに

- ・利用者の調査研究目的の利用のこと。
- ・複製対象資料は、当該図書館が所蔵する公表された著作物であること。
- ・複製範囲は著作物の一部分であること。ただし、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部の複製も可。
- ・複製物の提供は、利用者一人につき一部に限ること。



注：この文章を書くに当たり、森生也著「資料には著作権があります」「図書館の窓」Vol.41 No.4(2002.9)、森生也著「大学図書館における著作権問題」(北海道地区私立大学図書館協議会業務研究会・報告、2002.10)、「大学図書館における著作権問題Q&A」(国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大ワーキンググループ 2002.2.)、「図書館サービスと著作権」(日本図書館協会 1994.3)を参考にさせていただきました。

※日本図書館協会・国公私立大学図書館協力委員会作成ポスターです。著作権者の許諾を得て掲載させていただきました。